会議等報告書

会議等の名称	平成２８年度第２回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会
主　催	高齢福祉課
日　時	平成２８年１２月２１日(水)午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
場　所	市役所本庁舎３階　第１０会議室
傍聴人	２名
内　容	別添会議資料のとおり

典礼：福祉部次長

１　会長あいさつ(要旨)
　後期高齢者が前期高齢者よりも増える時代を乗り越えるための会議となりますので、よろしくお願いします。

２　議題
議事の取り回しは神谷会長

議題（１）施設整備について（報告）
資料１により高齢福祉課課長補佐説明
(説明要旨)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護の事業者の公募とヒアリングを実施し、地域密着型サービス運営委員会に諮った結果、法人名株式会社関西サンガに決定した。

【質疑】
（委員）
地域密着型特定施設入居者生活介護は介護付有料老人ホームと同じものということでよいか。
（事務局）
そのとおりである。有料老人ホームは介護保険法上の施設ではなく、老人福祉法上の施設になる。有料老人ホームを表示するルールとして、この介護保険の網がかかっているものにつきましては、介護付有料老人ホームという記載になる。介護保険の網がかかってない有料老人ホームにつきましては、住宅型有料老人ホームという表示がしてあり、区別がつくようになる。

議題（２）介護予防支援業務の一部委託について（承認）
資料２により地域支援係長説明
(説明要旨)
- 介護予防支援のケアプラン作成について、原則地域包括支援センターが作成することとなっているが、事情等がある場合外部の居宅介護支援事業所に委託することができる。委託する事業者については地域包括支援センター運営協議会に諮る

必要があるがサービスの性質上、追認となる。

【質疑】
（委員）
市外の事業所へ頼むことの意味はどのようなことか。
（事務局）
住民票は安城におきつつ市外の施設にいらっしゃる場合などが考えられます。
（委員）
施設名と地域名のみでなく、実績等を示していただき承認する形にしてはどうか。
（事務局）
居宅介護支援事業所については、愛知県の指定で、実地指導も受けている中で特段問題ないという判断をしている。
（委員）
包括支援センターごとに委託件数のばらつきがあるが、要支援の方のケアマネージャーを頼む事業所の数でよいか。
（事務局）
そうである。要支援と要介護を行ったりきたりしている方や、要支援と要介護の夫婦を一緒にみる場合などの事例の結果でばらつきがあるような状況である。
（委員）
例えば東山中学校区の包括支援センターさとまちは委託件数が非常に少ないが、要支援の方がそれだけ少ないということか。
（事務局）
包括が委託しているかどうかで各包括支援センターの方針もありますので、一概に要支援の方が少ないとは言い切れない。

３　顧問講評（要旨）
- 介護職員の人手不足から職員の質の問題があり、事業所も研修等で努力しているところではあるが、不祥事が起こってきているため、事業所指導が重要となる。
- ケアプラン単価が安価なため、要支援の方については自分でプランを立て、そこに専門職の支援を入れていくことで、介護保険のケアプラン単価と違う枠組みにすると、地域資源や介護保険外のサービスを組み込むことが出来る。そうすることで新しいサービスの開発されてくるのではないか。
- 避難訓練では、夜勤のときの避難を想定していかないといけない。
- 総合事業では、介護保険事業から外れて地域支援事業となることから、今まで介護保険で給付していたものは他でどう活用できるかということを適切な方法を見出していく時期である。